2025.1.1

居宅介護支援契約重要事項説明書

令和　7年　1月　1日　現在

1　担当する介護支援専門員

担当部署　真愛あらた　居宅介護支援事業所　担当者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先　078－335-8120　（午前9時00分～午後5時30分　ただし12月30日から1月3日までは休み）

2　居宅介護支援サービスの目的・運営方針

法人運営方針	・老人福祉法の理念を尊重し、介護保険法を守ります。 ・施設を利用者の生活の場とし、介護にあたっては、利用者の主体性を大切にします。 ・地域の高齢者のための専門的社会資源であることを自覚し、地域福祉を支えます。
事業運営方針	・介護保険法令の遵守 ・公正中立な居宅介護支援の提供 ・利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画の作成を行う ・事業の人員及び運営に関する基準の遵守

3　事業所の法人概要

名称	社会福祉法人イエス団
所在地	神戸市中央区吾妻通５丁目２－２０
法人種別	社会福祉法人
代表者	理事長　神﨑　清一

4　運営事業者の概要

名称	神戸高齢者総合ケアセンター真愛
所在地	神戸市中央区日暮通５丁目５－８
連絡先（代表）	ＴＥＬ　０７８－２５１－７０００ ＦＡＸ　０７８－２５１－７０２０
代表者	施設長　出上　俊一
他の事業所	介護老人福祉施設、ショートステイ、デイサービス、ホームヘルプ地域包括支援センター等

５　当事業所の概要

事業所名	真愛あらた　居宅介護支援事業所
所在地	神戸市兵庫区荒田町３丁目４７番１号
連絡先 緊急時の連絡先	ＴＥＬ　０７８－３３５－８１２０ ＦＡＸ　０７８－３３５－８１６０ ＴＥＬ　０７８－３３５－８１２０
指定事業所番号	２８７０５０３７１７
実施サービス	指定居宅介護支援
営業日	月曜日～土曜日　（日曜日、12 月 30 日から 1 月 3 日までは休み）
営業時間	午前９時～午後５時３０分まで
サービス提供実施地域	兵庫区・長田区・中央区・灘区

６　当事業所の従業員

職　種	職 務 内 容	人　員　数
管理者	所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。 管理者は介護支援専門員とする。	常勤　１人
介護支援専門員 (ｹｱﾏﾈｼﾞｬｰ)	要介護者の相談に応じ、要介護者等がその心身の状況やおかれている環境等に応じて、居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成すると共に、サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。事業の運営に当たって地域包括支援センターとの連携に勤める。 介護支援専門員一人当たりの上限は、４０件を標準件数とする。	常勤　１人 (管理者含む)

7　提供する居宅介護支援サービスの内容

契約書本文第４条～第７条に定めるお客様に提供するサービスの内容は次のとおりです。

内　容	提　供　方　法	保険適用
居宅サービス 計画の作成 （契約書本文第４条）	１　利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。 ２　自宅周辺地域における複数の指定居宅サービス事業者を紹介し、実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。また居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を行います。 ３　提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。 ４　居宅サービス計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス（自己負担）区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。 ５　居宅サービス計画の原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行い利用者から文書による同意を得ます。	○
居宅サービス 事業者等との連絡調整・便宜の提供 （契約書本文第４条）	１　居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。 ２　利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合には、利用者に介護保険施設の紹介、その他の支援を行います。	○
サービス実施状況の把握・ 居宅サービス計画等の評価 （契約書本文第４条）	１　利用者及びその家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。 ２　利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じて居宅サービス計画の評価、変更等を行います。	○
給付管理 （契約書本文第４条）	居宅サービス計画の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、兵庫県国民健康保険団体連合会に提出します。	○
相談・説明（契約書本文第４条）	介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。	○
医療との連携・主治医への 連絡 （契約書本文第４条・ 別紙）	ケアプランの作成時（又は変更時）やサービスの利用、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。その際、意見書をもらうなどの場合、後日、費用を請求される場合があります。	○
地域包括支援センターとの連携	事業の運営に当たって地域包括支援センターとの連携に勤めます。	―

財産管理・権利擁護等への対応 (契約書本文第４条・別紙)	利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて各権利擁護機関への連絡を行います。	―
居宅サービス計画の変更 (契約書本文第５条)	利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合又は事業者が居宅サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、居宅サービスの変更を行います。	○
要介護認定等にかかる申請の援助 (契約書本文第６条)	１ 利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。 ２ 利用者の要介護認定有効期間満了の３０日前には、要介護認定の更新申請に必要な協力を行います。	○
サービス提供記録の閲覧・交付 (契約書本文第７条)	１ 利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。（但し、別紙に記載するコピー代等の実費を請求する場合があります。） ２ 利用者は、契約終了の際には事業者に請求して直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面の交付を受けることができます。	○
介護支援専門員の変更	介護支援専門員の変更を希望する場合は、相談窓口の担当者までご連絡下さい。	○
訪問回数の目安	介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し状況の把握等を行います。（概ね１ヶ月あたり　１回程度）	○

８．サービスの利用料及び利用者負担

（料金）

真愛の居宅介護支援（居宅サービス計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等）については、原則として利用者の負担はございません。

※介護保険適用の場合でも、利用者に保険料の滞納等がある場合には、一旦１ヶ月あたりについて、下記の料金を頂き、真愛からサービス提供証明書を発行いたします。

（サービス提供証明書を中央区役所の窓口に提出しますと、後日払戻しとなる場合があります。また、滞納期間によっては全額が利用者のご負担となる場合もあります。）

要介護１・２	１１，７７２円（1ヶ月）
要介護３・４・５	１５，２９５円（1ヶ月）

（各種加算）

・初回加算	＊１	３，２５２円（初　回）
・特定事業所加算（Ⅲ）	＊２	３，５０１円（１ヶ月）
・入院時情報連携加算（Ⅰ）	＊３	２，７１０円（当日）
・入院時情報連携加算（Ⅱ）	＊４	２，１６８円（３日以内）
・退院・退所加算	＊５	４，８７８円（１　回）
（カンファレンス参加）		６，５０４円（１　回）

・緊急時等居宅カンファレンス加算　　＊６　　２，１６８円（１　回）
・ターミナルケアマネジメント加算　　＊７　　４，３３６円
・通院時情報連携加算　　＊８　　５４２円（1　回）

＊　１　新規に介護サービス計画を作成した場合、介護支援費に加算されます。
＊　２　以下の条件を満たした事業所に対して加算されます。
- 利用者に関する情報またはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること
- 24 時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保すること
- 運営基準減算または特定事業所集中減算の適用を受けていないこと
- 介護支援専門員１人当たりの利用者の平均件数が 45 件以上でないこと
- 主任介護支援専門員等を配置していること
- 常勤かつ専従の介護支援専門員を３名以上配置していること
- 法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制が整備されていること。
- 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること。
- 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。
- 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等へ参加すること。

＊　３　入院する利用者につき、当該病院または診療所に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合　（Ⅰ)当日　（２）３日以内
＊　４　入院する利用者につき、当該病院または診療所に訪問する以外の方法により、職員に対して必要な情報を提供した場合
＊　５　退院・退所時に病院等の職員と面談を行なう、または利用者に関する必要な情報提供を求めた場合
＊　６　医師又は看護師と共に居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要なサービスの調整を行った場合
＊　７　週末期の医療やケアの方針に関する利用者または家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービスに位置づけた事業者に情報提供を行った場合
＊　８　利用者が医師・歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な譲歩提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合

（なお、２・６・７の加算については、今後算定要件を満たした段階で算定する予定です。）

（その他の費用）

内　　容	金　額	説　　明	支払方法
交 通 費（実費）	実費相当分	サービス提供実施地域以外の地域に訪問出張する場合には、実費相当の交通費が必要となります	利用のあった月ごとに集計し翌月７日までに請求させていただきます。 お支払いについては、その月の末日までにお願いします。
本契約の解約料	要介護１・２ 11,772 円 要介護３・４・５ 15,295 円	契約書本文第１０条第１項但書の解約の申出により直ちにこの契約を解約する場合には、原則として解約料が必要となります。	
申請代行料	無　料	要介護認定の申請代行にかかる費用については無料です。	
サービス提供実施記録コピー等代金	コピー料金 （1 枚あたり） 実費相当分	サービス提供の実施記録を利用者に交付する場合にコピー料金等の実費負担が必要となります。	

９　契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、要介護認定の有効期間の満了日でいったん終了することとなります。ただし、有効期間の満了３０日前までに、利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合には、この契約は次の要介護認定の有効期間まで、自動的に更新されます。

10　契約期間途中での解約の場合

①この契約は、契約期間中であっても、利用者の方から解約を希望する７日前までにお申し出いただければ解約することができます。この場合、解約料のお支払いは必要ありません。

ただし、直ちに解約を希望される場合には、解約料をいただく場合があります。

※　利用者において緊急入院等の正当な理由がある場合には、解約料は必要ありません。

※　解約の場合は、次の事業所への引継ぎなど、利用者が保険やサービスを滞りなく利用していただくための手続きが必要ですので、月末以外の解約や次の事業者との契約開始日にはご注意下さい。

②当施設は、利用者又はその家族等が、故意又は重大な過失により介護支援専門員等の生命・身体・財物・信用等を傷つけた場合（精神的苦痛を与えるハラスメント行為を含む）、又は、法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為、この契約の目的を達することが困難となる行為をなし、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合、直ちにこの契約を解約することができます。

11　プライバシーの保護

当事業所は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、

契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

当施設は、実習生やボランティアを多く受け入れており、研修・養成等の目的で、実習生及びボランティア等が介護に同席する場合があります。この場合も、事業者及びサービス従事者または従業員と同様、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。

また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、真愛がサービスを提供する際に利用者やご家族に関して、知り得た情報については、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要となります。

このため、その利用には利用者の同意が必要となりますので、個人情報保護規定を御覧頂き別紙同意書に記名押印いただくことになります。

＊介護記録等情報開示のご案内

◆開示可能な介護情報等

ケース記録、医療記録、ケアプラン、利用者台帳、その他記録

（注）ただし、いずれもサービス完結の日から 5 年以内のものに限ります。

◆請求できる方

介護情報の開示に関し、請求可能な方は次の通りとします。

①契約者本人
②契約者の身元引受人
③契約者の法定代理人
④相続人
⑤3 親等以内の親族
⑥その他（任意後見人・代理人等）

◆開示の制限について

次の場合には、契約者本人であっても開示しないことがあります。

①当該開示請求に本人が同意しない意思を明示している場合。
②契約者又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
③ホームの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
④介護情報の提供が、当該介護機関の介護従事者を除く第三者の不利益になると考えられる場合
⑤契約者の相続発生後、その相続人からの情報の開示請求にあたり、契約者本人の生前の意思に明確に反する場合、または契約者本人の名誉を棄損する恐れがある場合
⑥開示することが法令に違反する場合

◆開示に関する費用

基本手数料 1,000 円とコピー代（1 枚 10 円）が必要となります。

12　サービス提供中（担当ケアマネージャーが訪問中）における事故発生時の対応

（１）緊急時における確認事項

①　家族同居の場合	状況に応じ、主治医または救急車等の手配を同居家族と共に行います。
②　独居の場合	状況に応じ、主治医または救急車等の手配を行います。

③　管理者への報告 できるだけ速やかに状況報告を行います。

（2）市町村、家族等への連絡方法

・できるだけ速やかに担当部署に状況報告を行います。

（3）当法人の再発防止策等

・責任者、管理者、担当者間で緊急対策会議を開き、状況報告、原因の究明、今後の対策、再発防止に努めます。

13　損害賠償について

真愛が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第 11 条に基づき、真愛は金銭等により賠償をいたします。

真愛は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

○加入保険名　　あいおい損害保険株式会社

○保険の内容　　福祉施設賠償責任保険

○賠償できる事項　ｹｱﾏﾈｼﾞｬｰによる経済的損失　他

＊ただし、事業者及び当施設の職員が予測・想定し得ない不慮の事故、天変地異による事故等により生じた損害については、事業者の損害責任が減免されることがあります。

14　サービスの苦情相談窓口

真愛は、提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

（1）サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者）・苦情解決責任者・第三者委員

詳しくは苦情解決の仕組みに関する規定に記載しています。

（2）介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

（介護保険サービスの苦情について）	
兵庫県国民健康保険団体連合会	連絡先　０７８－３３２－５６１７ 受付時間（平日）８：４５～１７：１５
（介護保険サービスの質や契約上のトラブルについて）	
神戸市消費生活センター	連絡先　０７８－３７１－１２２１ 受付時間（平日）９：００～１７：００

神戸市福祉局監査指導部 連絡先　０７８－３２２－６３２６ 受付時間　（平日）８：４５～１２：００、１３：００～１７：３０
養介護施設従事者等による高齢者虐待通報専用電話（監査指導部内） 連絡先　０７８－３２２－６７７４ 受付時間　（平日）８：４５～１２：００、１３時～１７：３０

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面（及び付属別紙）に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

事業者　住所　神戸市兵庫区荒田町３－４７－１
名称　特別養護老人　真愛あらたホーム
施設長　島田　聖　　印
電話番号　０７８－３３５－８１２０
説明者職　介護支援専門員
氏　名

私は、本書面（及び付属別紙）に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、
指定居宅サービスの提供開始に同意いたしました。

利用者　住　所

氏　名　　印

上記代理人（代理人を選定した場合）　住　所

氏　名　　印

附則

この規程は、２０２１年　６月１日から施行する。
２０２１年１１月１日から改定する。
２０２３年　７月６日から改定する。
２０２４年　４月１日から改定する。
２０２５年　１月１日から改定する。

（付属別紙）

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

１　提供する居宅介護支援サービスについて

・利用者が要介護認定までに、居宅サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結の日から１４日以内に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。

・居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置付けることのないよう配慮しながら計画の作成に努めます。

・作成した居宅サービス計画については、要介護認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

２　要介護認定後の契約の継続について

・要介護認定後、利用者から当社に対してこの契約を解約する旨の申入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
・また、利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、契約書別紙２に定める内容については終了することとなります。

３　要介護認定の結果、自立（非該当）・要支援１・要支援２となった場合の利用料について

要介護認定の結果、自立（非該当）・要支援１・要支援２となった場合には、11,772 円の利用料をいただきます。

４　注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

（１）要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合には、要介護認定前に提供された居宅サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。

（２）要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。
　この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。
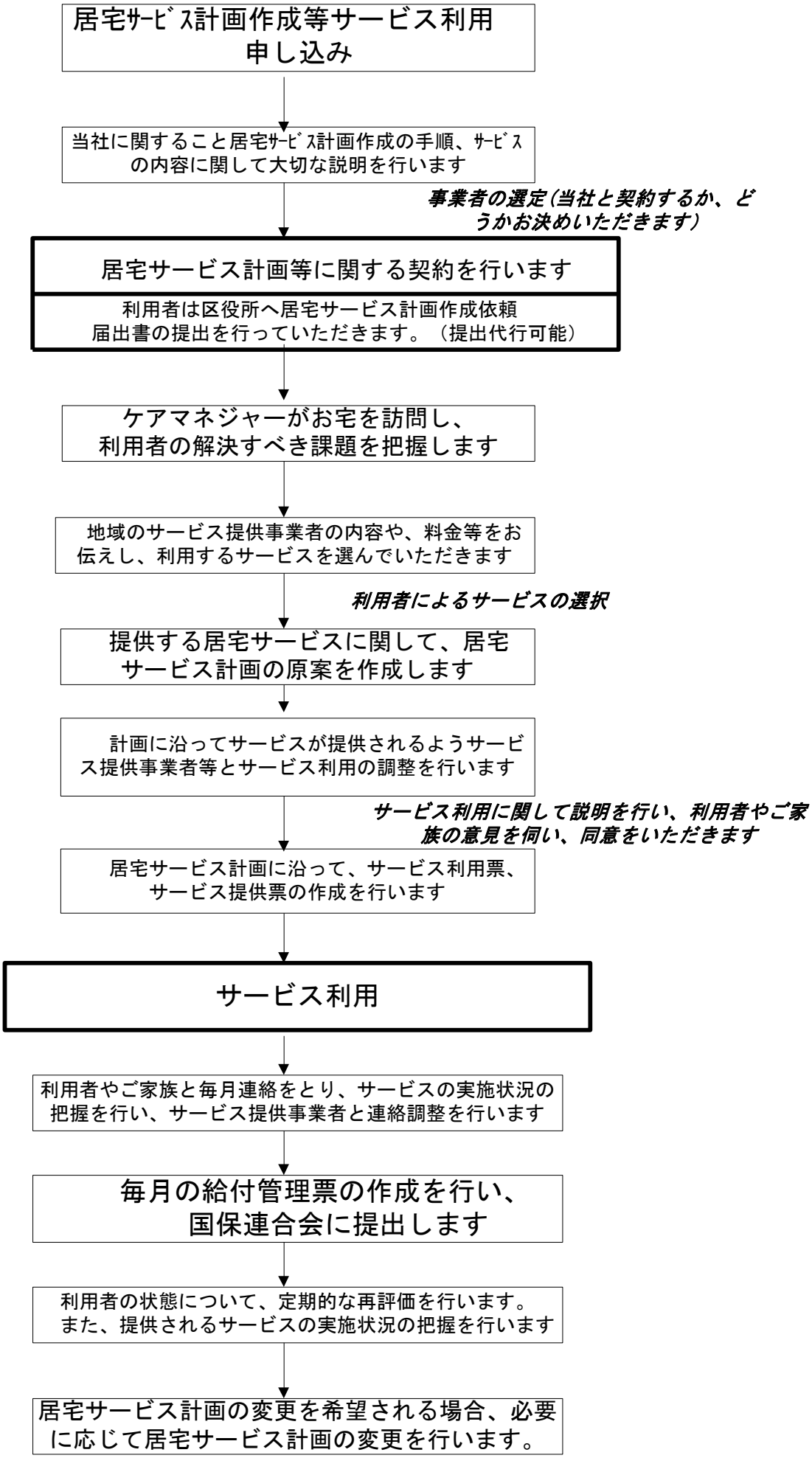
重要事項説明書別紙（サービス提供の標準的な流れ）